

No.	資料番号・ページ	質問内容	回答
1	資料4 P1～P7	<p>量の見込みという項目があります。積算の根拠はありますでしょうか。</p> <p>事業によっては緩やかではありますが右肩上がりの数字は（人口減少・少子化で）考えにくいと思うのですが。量の見込みを示さないと予算がつかないということでしょうか。</p> <p>だいたい（確保方策）と実績の数字に乖離があるように思えます。実績に応じて翌年度以降の確保方策の数字に近づけるようにした方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>それによって、区予算や事務量増による負担、現場の負担はないのでしょうか？</p>	<p>各事業の「量の見込み」の算出にあたりましては、「子ども・子育て支援法」の「基本指針」における「潜在的なニーズを含めて算出し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を基本とし、江東区意向調査結果により区民の潜在的なニーズを勘案しつつ、江東区の実情にあった「見込み量」と「確保方策」を設定しています。例えば、P1～P2の教育・保育事業の量の見込みの積算の根拠ですが、教育標準時間認定の見込みについては、江東区長期計画における年少人口の推計から、幼児人口の推計を算出し、この幼児人口の推計に、国の標準的な算出方法や区の実績等を勘案して算出しています。また、保育認定の量の見込みにつきましては、江東区長期計画における推計人口に基づき、過去の住民基本台帳人口を踏まえた年齢別の年少人口の推計を積算の根拠としています。この年少人口の推計に、国の標準的な算出方法や区の実績等を勘案して量の見込みを算出しております。量の見込みについては基本的には実績値の他必要な要件をもとに積算しますが、想定 of 最大値としているものもあるため、実績と乖離する場合があります。また、確保方策は事業における受入れ可能な最大値としているものがあるため、実績値より大きく上回る場合があります。</p> <p>本計画は5か年の計画として「量の見込み」と「確保方策」の数値を設定しており、今後、3年目となる来年度にそれまでの実績等を踏まえ、計画の数値の見直しをするかどうかをこども・子育て会議でご議論いただく予定となっています。なお、各事業における予算につきましては、計画値だけではなく、実績等も勘案し、総合的に判断されて配当されているため、量の見込みが予算の絶対的な根拠となっているわけではございません。</p>
2	資料4 P4	<p>(4) こどもショートステイの利用がコロナの感染拡大の影響で控える家庭が発生したので計画を下回ったということですが、虐待予防的な役割としては問題はなかったのでしょうか。</p>	<p>コロナ禍を理由として否定的な家庭を強制的に入所させることはできませんが、丁寧な説明と理解を促し、計画値を下回っているものの昨年と同等の利用実績をあげています。どうしても利用が難しい家庭に対しては、ケースワーカーがきめ細かな電話や訪問を実施することでカバーしました。</p>

資料6

令和3年度 第1回江東区こども・子育て会議資料に関する質問事項

No.	資料番号・ページ	質問内容	回答
3	資料4 P4	(4) こどもショートステイについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって利用が減ったというのはわからなくもないですが、(6) 養育支援訪問事業の実績が減ったのは、(5) 乳児家庭全戸訪問事業の実績減と強い相関があるのではありませんか？ 事業実績が減った理由を新型コロナウイルス感染症拡大だけに起因させるのは、『コロナ・エクスキューズ』に過ぎる嫌いがあります。	単純に新型コロナウイルスへの感染を心配し利用を控えたケースの他に、支援に拒否的な考えを持つ家庭が、新型コロナウイルスを理由として、より利用を控えた可能性もあります。加えてご指摘にあるように、乳児全戸訪問事業が新型コロナウイルスを理由に活動を控えたことによる影響も排除できません。
4	資料4 P4	(5) 乳幼児全戸訪問が、コロナの感染拡大により訪問を控えた時期があったため計画より下回ったとのことですが、訪問すべきであるのに訪問できていない家庭があるということでしょうか。訪問できていない家庭は、今後も訪問はしない予定でしょうか。	保健師や指導員による訪問が原則ですが、コロナの状況を鑑み、訪問の代わりに電話により産後の状況を確認したものです。緊急性の高い事案については、感染対策を十分に行った上で訪問指導を実施しました。
5	資料4 P4	(5) 乳児家庭全戸訪問事業の実績が減った理由として「新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、訪問を控えた時期があったため」と記載されていますが、訪問しなかった乳児家庭にはどのような補足対応をしましたか？	保健師や指導員が電話により産後の状況を確認しました。また、虐待予防の観点から、従前より相談を継続している家庭など、早期訪問が必要な事案や緊急性の高い事案については、感染対策を十分に行った上で訪問指導を実施しました。

資料6

令和3年度 第1回江東区子ども・子育て会議資料に関する質問事項

No.	資料番号・ページ	質問内容	回答
6	資料4 P4	(6) ここ数年要対協の城東保健所管内の実務者会議に参加しているが、心配な事例がかなり多く、摂津市の虐待死事件のように名前だけ上がっていただけないよう、もう少し地域や担当をせばめての会議としてはどうだろうか？→コロナ禍では会議が密にならないよう地域を分けて時間をずらしたのでその方法を続けてもらえると。	コロナ禍ということもあり、令和2年度から城東保健相談所の実務者会議と深川保健相談所の実務者会議は地域エリアを大きく2つに分けて、時間をずらして行いました。それらを行うなかで、今までよりも関係機関同士の顔の見える連携ができるようになっていくことを実感しているところです。次年度以降も同じ方法で継続していきたいと思っています。
7	資料4 P7	(11) 妊婦健康診査の実績減の理由として「新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、妊婦健診を控えていた時期があったため」と書かれていますが、「妊婦健診を控えた」というのは、妊婦が健診受診を控えたという意味ですか？ それとも、健診実施医療機関等が健診の実施を控えたという意味ですか？	実績減の理由については訂正させていただきました。 なお、受診率（受診者数/受診表交付件数）は、75.5%（平成30年度）、75.3%（令和元年度）、71.3%（令和2年度）と、令和2年度に低下が見られました。新型コロナウイルスの感染への不安から、妊婦の方が産婦人科医と相談の上、健診の間隔をあけたようなケースがあったものと推察しています。
8	資料5 P3	子育てひろばについて、情報発信の充実に取り組んでいるようですが、これまでにできたこと、また今後取り組んでいく予定のことについて教えてください。	現状子ども家庭支援センターでは、センター毎に情報紙を毎月発行し関係機関にて掲示を行っているほか、各施設の施設案内や子育てひろばに関する情報をホームページに掲載しています。また、SNSの活用として地域SNSアプリPIAZZAにおいても子育てひろばに関する投稿を行っています。その他、地域の産婦人科や小児科にも情報提供を行っています。 今後の取り組みとして、スマートフォン対応のホームページ作成（12月中旬公開予定）やPIAZZA以外のSNSツールを用いた情報発信の検討を予定しています。

資料6

令和3年度 第1回江東区こども・子育て会議資料に関する質問事項

No.	資料番号・ページ	質問内容	回答
9	資料5 P4	<p>◆平成31年4月の「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」や令和2年4月の「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、「体罰禁止」が明文化されたが、59.5%に上昇したものの、伸び率は低い。◆「しつけのためなら、ある程度の体罰もやむを得ない」と考える区民も前年度と同様に約3割おり、しつけと体罰の違い等についての正しい理解を広める取り組みが必要である。」という分析に対して、今後、どのように対応する計画でしょうか？ また、江東区児童相談所の設置はいつを目指しているのでしょうか？</p>	<p>(1) 区報等による周知や区民まつり、こどもまつり等のイベントでの啓発物品等を用いた周知のほか、子ども家庭支援センターで開催するKOTOハッピー子育てトレーニング講座などにより理解を広めていきます。</p> <p>(2) 児童相談所は令和7年度以降の設置としているが、長期計画期間内（～令和11年度）を見据え取り組んでいきます。</p>
10	資料5 P4	江東区単独の児童相談所を開設するにあたって、推進検討委員会のようなものを立ち上げるのか？	本区では平成25年から庁内検討委員会を立ち上げ、全庁的な方針の検討や先行区の情報共有を行っています。
11	資料5 P4～P5	<p>関係機関のネットワーク化の推進 主任児童委員で活動していて、要対協で対応している関係機関、子ども家庭支援センターや保健所、児童相談所、小学校との連携はかなりできていると思うが、中学校との連携がどうなっているのか心配がある。中学校は警察も関わったりしているせいか、個人情報漏れもかなり気にしているよう。 ここ数年で江東区内に学校サポートチーム、学校支援地域本部→地域学校協働本部が立ち上がっているが、その活動で気づいた支援の必要な子どもを要対協につなげるのは誰の役目だろうか？ スクールソーシャルワーカーさんが5人では無理があるのだろうか？ 地域支援コーディネーターさんが担えるのか？ 何人ぐらいの配置予定か？</p>	<p>現在では、5名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、管理職が派遣要請することで、支援が必要な児童・生徒のサポートを担当や養護教諭らと直接的に関わって対応にあたっています。配置数については、令和2年度に4名から5名に拡充してもなお、相談件数そのものが増える傾向にあるため、学校と協働して効率よく支援をしているところです。中学校において、支援が必要な生徒を要対協につなげる役割については、最終的には各学校の管理職が担っていますが、スクールソーシャルワーカーや学校サポートチームなど、様々な学校支援活動からの情報を共有し、連携を密にしながら判断をしているところです。 また、子ども家庭支援センターの機能強化で配置する地域支援コーディネーターが担う役割は①各子ども家庭支援センターの訪問支援ワーカーのスキルアップ②訪問支援ワーカーが訪問している家庭の状況把握となっています。なお、令和4年度は庁舎と南砂子ども家庭支援センターに各1名、計2名を配置予定です。</p>